法令討翰

		1.1	םון ע	上心心人				
							限時間6	
氏名						採点		点
I. 次のそれぞれの 述です。文章中の て下さい。								
1. 一般旅客自動 もがその営業区 はならない。								
2. 一般旅客自動 送事業又は特定					· —	他人に一般		
3. 一般乗用旅客 として、国土 (交通省令	で定める	る料金は					
4. 一般旅客自 (動 車 運 送)しなけれ			なび譲受	きが終了	した場合	合、そ(の旨を
5. 一般旅客自動 て同じ。)は、 い。								-
(1)当該運)に きに適する きに関し申え	こよらな (いもので)	: あると : がない。	き。 とき。	こより認う		
6. 道路運送車両 準に(は、地方運輸局 うべきことを命)した 5長から、(f	よくなる 呆安基準	おそれか に適合さ	がある状態	態又は適	合しない	犬態にあ	
命令 場所	電話	発地	整備	看板	名義	違反	運賃	目標

採用 報告 注文 譲渡 着地 設備 指示 負担 適合 時間 利用 所有者 引受け 届け出 目的地 使用者 運送約款 車両

- Ⅱ. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を()に記入して下さい。
- 1. ()他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路 運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。
- 2. () 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送 事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の 事業のことをいいます。
- 3. () 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。
- 4. () 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般 貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事 業があります。
- 5. () 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び 位置などを定めなければなりません。
- 6. () 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受ける必要はありません。
- 7. () 営業区域外から営業区域内への旅客運送行為は、道路運送法違反ではありません。
- 8. () 道路運送法では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために事業者が遵守すべき事項は、法律に規定するもののほか国土交通省令で定めることが規定されています。
- 9. () 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を 阻害している事実があると認められたときは、事業計画の変更等を命ぜられることがあります。
- 10. () 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた 事項を実施しない場合、自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止 若しくは事業の停止を命じられ、又は許可を取り消されることがあります。

- 11. ()地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。
- 12. () 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、営業区域、自動車車庫の位置及び収容能力についてのみ記載することになっています。
- 13. () 一般旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項を定めることが必要ですが、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社を定める必要はありません。
- 14. () 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を行政庁に届け出る必要はありません。
- 15. () 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。
- 16. () 客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、これについて遅滞なく弁明しなければならないことになっていますが、この場合、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、弁明をする必要はありません。
- 17. () 一般乗用旅客自動車運送事業者は、12歳未満の小児だけの旅客も運送することができます。
- 18. () 事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、旅客を保護する必要はありません。
- 19. () タクシー乗務員は、乗務中に事故、著しい遅延その他の異常な状態が発生した場合、乗務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
- 20. () 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。

	送事業運輸規則で規定されている事業用自動車に係る 車運送事業者が記録しなければならない事項です。 可をお答え下さい。
(1)乗務員の氏名	
(2) 事業用自動車の自動車登録	录番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
(3)事故の発生()
(4)事故の発生()
(5)事故の当事者(乗務員を降	余く。) の 氏名
(6)事故の()	(損害の程度を含む。)
(7)事故の()	
(8) (

Ⅳ. 下記表のとおり設定された運賃にて、大型車が 7.2km 実車した際の距離制運賃を算出して下さい。なお、時間距離併用制運賃・割増・割引はないものとします。

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.0 km 640円	221 m 100円
大型車	1.0 km 610円	222 m 100円
普通車	1.0 km 520円	276 m 80円

筌			田
=			

法令試験

(制限時間60分)

氏名 採点 点

- I. 次のそれぞれの文章は、一般乗用旅客自動車運送事業に関係する法令等に関する記述です。文章中の()の中に、あてはまる適切な語句を下欄から選んで記入して下さい。
 - 1. 一般旅客自動車運送事業者は、(発地)及び(着地)のいずれ もがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をして はならない。
 - 2. 一般旅客自動車運送事業者は、その(名義))を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のために(利用) させてはならない。
 - 3. 一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、(時間)指定配車料金及び (車両)指定配車料金です。
 - 4. 一般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 の 譲 渡 及 び 譲 受 が 終 了 し た 場 合 、 そ の 旨 を (届け出) しなければなりません。
 - 5. 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。)は、次の場合を除いては、運送の(引受け)を拒絶してはならない。
 - (1) 当該運送の申込が第十一条第一項の規定により認可を受けた(運送約款)によらないものであるとき。
 - (2) 当該運送に適する(設備)がないとき。
 - (3) 当該運送に関し申込者から特別の(負担) を求められたとき。
 - (4)~(6)略
 - 6. 道路運送車両法の規定では、自動車の (使用者)は、当該自動車が保安 基準に (適合)しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあると きは、地方運輸局長から、保安基準に適合させるために必要な (整備)を 行うべきことを命ぜられることがあります。

整備 看板 名義 命令 場所 電話 発地 運賃 目標 違反 報告 注文 譲渡 着地 設備 指示 負担 採用 適合 時間 利用 車両 所有者 引受け 届け出 目的地 使用者 運送約款

- Ⅱ. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を()に記入して下さい。
- 1. (×)他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路 運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。
- 2. (〇) 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送 事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の 事業のことをいいます。
- 3. (×) 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。
- 4. (〇) 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般 貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事 業があります。
- 5. (〇) 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び 位置などを定めなければなりません。
- 6. (×) 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受ける必要はありません。
- 7. (O) 営業区域外から営業区域内への旅客運送行為は、道路運送法違反ではありません。
- 8. (〇) 道路運送法では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために事業者が遵守すべき事項は、法律に規定するもののほか国土交通省令で定めることが規定されています。
- 9. (〇) 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を 阻害している事実があると認められたときは、事業計画の変更等を命ぜられるこ とがあります。
- 10. (〇) 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた 事項を実施しない場合、自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止 若しくは事業の停止を命じられ、又は許可を取り消されることがあります。

- 11. (O) 地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。
- 12. (×) 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、営業区域、自動車車庫の位置及び収容能力についてのみ記載することになっています。
- 13. (O) 一般旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項を定めることが必要ですが、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社を 定める必要はありません。
- 14. (×) 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を行政庁 に届け出る必要はありません。
- 15. (O) 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。
- 16. (O) 客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、これについて遅滞なく弁明しなければならないことになっていますが、この場合、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、弁明をする必要はありません。
- 17. (O) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、12歳未満の小児だけの旅客も運送する ことができます。
- 18. (×)事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、旅客を保護する必要はありません。
- 19. (〇) タクシー乗務員は、乗務中に事故、著しい遅延その他の異常な状態が発生した場合、乗務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
- 20. (O) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。

	下の記述は、 が発生した場		· · — · — ·					
() (5	あてはまる	る字句をお	答え下さ	い。			
(1)	乗務員の氏	名						
(2)	事業用自動	車の自動車	車登録番号	その他の	当該事業	用自動車	を識別でき	る表示
(3)	事故の発生		寺)					
(4)	事故の発生	三 (場所	沂)					
(5)	事故の当事	者(乗務員	員を除く。)の氏名				
(6)	事故の(概要)(損害	の程度を	含む。)			

(7) 事故の(原因)

(8) (再発防止対策)

Ⅳ. 下記表のとおり設定された運賃にて、大型車が 7.2km 実車した際の距離制運賃を算出して下さい。なお、時間距離併用制運賃・割増・割引はないものとします。

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.0 km 640円	221 m 100円
大型車	1.0 km 610円	222 m 100円
普通車	1.0 km 520円	276 m 80円

答. 3,410 円